

Title	信用形態にかんする覚え書：利子生み資本論の一論点
Sub Title	A note on the creditform
Author	飯田, 裕康
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1961
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.5 (1961. 5) ,p.396(50)- 407(61)
JaLC DOI	10.14991/001.19610501-0050
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19610501-0050

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

信用形態にかんする覚え書

——利子生み資本論の一論点——

飯田裕康

〔一〕 利子生み資本運動が、他のいかなる諸資本ともことなつた独自の運動をおこなうものであることは、一定価値額の貨幣の独自の流通様式の取得ということから説明されるのであるが、そこにおいて、一定価値額の貨幣は利子生み資本としての独自の運動をなすために、一定の実存様式をとるものであった。すなわち、貨幣（一定価値額の）を所有していることが、それ自体資本であるということが、換言すれば、潜在的・潜在的貨幣資本を所有しているということが、ここで根本的な重要性を有するものとして現われる。そしてこのことは、貨幣が資本に転化されるという Metamorphose としての共通性（同一性）は有しているが、それが資本の最初の現象形態であった貨幣とは論理的に明確な区別性を有するような貨幣の転化の問題である。したがって、ここでは転化が歴史的であると同時に——すなわち「貨幣の資本化」が一面では、資本の生成の史的

過程であると同時に——資本の論理の展開としても把握されるようなものでなければならぬ。
貨幣（G）がここで新たな規定性を獲得するということは、G—W—G' という範式そのものにおいては共通にしていながら、その端緒を全く異にしている結果である。というのは、貨幣（G—）もともとこれは「貨幣としての貨幣」であるが、G—W—G' という過程を自己の増殖基盤とする以前に、貨幣（G）それ自体が運動体に擬制されるというような関係にある。それは「所有」としての資本というより具体的規定性においてGを把握することを可能にすると同時に、G₁—G₂—W—G'₁—G'₂ という利子つき資本運動の総過程からみるならば、貨幣（G）がまず機能資本家に利子生み資本として転化されるとき、一定の経済的諸関係が発生し、恒常化され、したがって資本の論理に組み込まれる必然性があるわけである。このG₁—G₂ という運動の端緒における「流通」様式は、かかる範式においては流通様式であるが、それは商品資本でも、生産資本でもない、特殊

な形態をとってなされている。すなわち運動そのものが商品であるという形態を受け取る資本なのであり、その特殊・独自の運動は、まったく「流通」とは区別されるべきものである。そこで、これをわれわれは信用と名付けたわけである。^(注1)

信用の内容は、一定価値額の貨幣の資本としての商品化にさいしてとる、特殊な譲渡の様式——貸付——ということである。すなわちAという貨幣資本家（理論的には一定価値額の貨幣の所有者）が一〇〇ポンドの可能的貨幣資本をBという機能資本家に——この場合、この抽象の段階では、担保つきであるか、無担保であるかに係りのない直接貸付において——貸出されたとき、その一〇〇ポンドの貨幣資本はBという資本家によって、（ここで平均利潤率を一〇%とすれば）一一〇ポンド（一〇〇+一〇ポンド）に増殖され、その一〇ポンドの利潤のうちから五ポンドという利子をとらなつてAなる貨幣資本家のもとに回収されるようなA・B両資本家の間の一定の経済的關係を発生せしめるのであって、Aは一〇五ポンドというものを返済されることによって彼の目的を達することができる。そして、このA・B両資本家間における、貸付という形態をとって現われる関係を信用関係と言ふことができるのであり、一〇〇ポンドの貨幣資本をAがBに譲渡することによってBはAに信用を与えたとき、BはAから信用を受けたということになるのである。

かくして、われわれは利子生み資本の独自の運動が、信用という形態をとって現象していることをみいだす。信用として現象すると

いうことは、「信用」という言葉が示す如き、現実的諸経済過程から引き離され、浮き上つた観念的な行為とか、法律的關係としてのみ片付けることのできない経済的な意味を有している。すなわち生産過程を、したがって、利潤の眞の源泉を見失わせて、行為そのものが価値増殖をなしとげ、経済的に自己を実現するかの如き最も高度な物神崇拜をもたらすものである。かかる事柄を明確にしうるならば、利子生み資本と信用とが一体をなし、相互に離れ難く結びついているものであることを認め、また、それゆえに利子生み資本範疇の基本的な要素として信用を考えないわけにはゆかないのである。

〔注1〕 K. Marx: Das Kapital, Bd. I, S. 153. 長谷部訳、二八三頁。
〔注2〕 むしろ、ここでは運動体としての貨幣（G）が商品なのであるが、それが有する使用価値は運動そのものである。別の角度からみると、価値それ自体が使用価値であるという貨幣の新たな規定性である。

〔注3〕 利子生み資本及びその運動に関する基本的な要因の考察を行なっている『資本論』第三部、第五篇、第二十一章で、マルクスはこの点について次のような観点で明白にしている。
（一）「ところが利子生み資本にあっては、Gの第一の位置交換は、けつして、商品の姿態交換の契機でもなければ資本の再生産の契機でもない、そうなるのはやうと第二の支出においてで

あり、機能資本家——その貨幣で商業を営みまたこれを生産資本に転形する機能資本家——の手においてである。Gの第一の位置変換は、この場合には、AからBへの貨幣の移譲または移譲——特定の法律的諸形態および諸条件のもとで行われるのを常とする移譲——以外に何も表現しない。(Das Kapital, Bd. III, S. 373. 長谷部訳四八三—四頁。)

(二) 「資本は流通過程では商品資本および貨幣資本として機能する。だがこの両形態では、資本は資本としては商品にならない。」(a. a. O., Bd. III, S. 374. 長谷部訳四八五頁。)

なお、この点については、飯田繁『利子つき資本』(一九五九年)第十章参照。

(一) さきにみたA・B両資本家間の経済的關係はAの所有する一定価値額の貨幣(G)をB資本家へ譲渡(Veräußern)することに よって発生した。マルクスはこの点について、それが利子生み資本の独自の流通を構成するものとしていっているのであるが、その場合には、AからBに移譲される資本が商品として販売される独自の方式としての譲渡II貸付方式というものがとりあげられている。すなわち、利子生み資本運動の端緒たるG₁—G₂の転換は、貸付なる形態をとっているものであり、そこにおいてはAのBに与える信用は、貸付行為によって実現されるわけである。言い換えるならば、AとBとの間に一定価値額の貨幣(無論、この貨幣Gは資本としての新たな規定性を受けとるものであるが)の貸付を通じての信用關係が発

二

〔一〕 信用の形態の問題は、資本制的生産一般の分析にとって必要な範囲内の商業信用、銀行信用という二つの基本形態の实在形態及び相互關連を明らかにすることである。^(注1)これをマルクスに依りつつ考察するならば、いわゆる信用制度の自然発生的基礎と商業信用・銀行信用との關連如何ということになる。^(注2)信用制度の自然発生的基礎についてマルクスは次のように指摘している。

「支払手段としての貨幣の機能、したがってまた、商品生産者と商品取扱業者との間での債権者・債務者の關係は、単純な商品流通から生ずる。商業が発展し、流通を気にしてのみ生産する資本制的生産様式が発展するにつれて、信用制度のこの自然発生的基礎が拡大され、一般化され、仕上げられる。^(注3)」

また『経済学批判』においては次の如く述べている。「こうして商品所有者たちのあいだに、債権者・債務者の關係が成立する。この關係はなるほど信用制度の自然発生的基礎をなすものではあるが、信用制度がまた實在しないときでも、充分に発達している。^(注4)」

すなわち、信用制度の自然発生的基礎というのは、商品流通(とくに単純商品流通を想定して)に伴うところの、貨幣の支払手段機能の確立を基礎とした、商品価値の實現の時間的分離II債権・債務

信用形態にかんする覚え書

生するわけである。その場合、その信用關係は、AがBに「信用を与える」ということによってAがBによる一定価値額の貨幣の機能の充用によるところの諸結果——生産過程の諸結果——にたいして自己を主張しようという關係でもある。すなわち、Bの生産した利潤から利子部分を取得しようというAII B間のG₁—G₂という端緒的行為からG₂—G₁という完結的行為II回収までを包含するところの關係である。したがって、ここで、貸付II返済を一体化したところの債権・債務關係というものをA・B両資本家の間にもみることができよう。

利子生み資本運動に伴って発生するところのこのような債権・債務關係は、それが一定価値額の貨幣(G)の資本化にさいして生じるといふ点において、あるいはさきにみた商品姿態変換の契機とまatteredこととなった契機において生じるといふ点において、信用形態としては特殊・独自のものであると考えることができる。では、信用形態として特殊・独自のものであるということはどういふことなのか。それは、利子生み資本運動における信用の特殊・独自の性格を問うことにもなるが、先ず、われわれは、利子生み資本の運動に伴うところの信用の契機とはまったくことなる商品の姿態変換の契機のうちにおける債権・債務關係の発生というものを認め、それと利子つき資本運動の契機としての信用との差別性と同一性というものを明確にしてゆかなければならないのではなからうか。^(注4) Kapital, Bd. III, S. 372. 長谷部訳四八二頁。

關係の発生という点に求められるのである。そしてそれが資本制生産様式以前に實在し、かつそれが発展するにつれて、この基礎が拡大され、一般化され、仕上げられるというような關係に立っているのである。

ここではとくに、信用制度の自然発生的基礎そのものの概念が問題ではなく、無論それも同時に解決されるべきものであるが、それが拡大され、一般化され、仕上げられるという場合に、その発展過程にいかなる信用形態を考えたらよいかということである。これを説明するために、われわれはまず、マルクスの商業信用に關する次の如き規定をみてみよう。

「だから吾々は、さしあたり商業信用、すなわち、再生産にたずさわる資本家たちが相互に与えあう信用を分析しよう。商業信用は信用制度の基礎をなす。(Analysieren wir also zunächst den kommerziellen Kredit, d. h. den Kredit, den die in der Reproduktion beschäftigten Kapitalisten einander geben. Er bildet die Basis des Kredit systems.)^(注5)」

商業信用が信用制度の基礎をなすということは、信用制度を形成する基本的形態としての銀行信用と商業信用とのうちにおいて、商業信用が基礎になっていると云うことであると考えられる。この点からさきの信用制度の自然発生的基礎についてのマルクスの論述にもどると、マルクスは、自然発生的基礎の規定について、支払手段としての貨幣の機能から直接的に導出される手形流通——「商業

〔注10〕の流通——について述べ、次いで「生産者や商人のこの相互的前貸が信用の本来的基礎を為すのと同様に、その流通用具たる手形は、本来的信用貨幣たる銀行券・等々の基礎をなす」とし、さらに「この銀行券・等々は、貨幣流通——金属貨幣の流通であるか国家紙幣の流通であるかを問わず——に立脚するのではなく、手形流通に立脚する」〔注11〕と述べて、銀行券（信用貨幣の一種としての）の流通の基礎としての本来の商業貨幣—手形流通について「信用の本来的基礎」と言う点を強調している。ここから、銀行券の流通を基礎として成立するところの銀行信用が、「信用の本来的基礎」のうえで確立されると言う点があきらかになるのである。

マルクスが「信用制度の基礎」(die Basis des Kredit-systems)、「信用の本来的基礎」(die eigentliche Grundlage des Kredit)であるいは「信用制度の自然発生的基礎」(die naturwuchsigige Grundlage des Kredit-systems)と述べているものの内容は、それぞれことなっていると考へなければならぬ。とくに商業信用が再生産過程内部での産業資本間での信用形態であるという見解に基く「信用制度の基礎」と他の二つの規定とはあきらかにことなっているものとみなされる。かといって、これら三つの規定の相互関係が明確になるといふようなものでもない。それはマルクスが、拡大され、一般化され、仕上げられるものについて明確な規定を与えていないためであり、また、商業信用の規定において、再生産にたざさわる資本家間での信用形態であるとしても、これにも係るこ

とであらう。

〔注5〕「信用業と、信用業が創造する諸用具（信用貨幣など）との立入った分析は、吾々の計画の範囲外に横たわる。ここではただ、資本制的生産様式一般の性格づけに必要な二三の点だけを取上げるべきである。それについては、吾々は商業信用および銀行信用だけを取扱うべきである。この信用の発展と公信用の発展との関連は考察しないでおく。」(Kapital, Bd. III, S. 436. 長谷部訳五六八頁。)

この第三部第五篇第二十五章「信用と仮空資本」の冒頭の一節は利子生み資本論の構成についてのマルクスの企図を知ろうと重要であらう。

〔注6〕ここで「信用制度」というのは次のような意味においてである。

「産業資本が利子生み資本を自分に従属せしめる真の仕方は、自分に固有な一形態—信用制度—の創造ということである。…信用制度は産業資本自身の創造物であって、それ自身、産業資本の一形態であり、マネーフアクチュアとともに始まり、大工業とともに一層発達する。」(K. Marx; Theorien über den Mehrwert, Bd. III, hersg. von K. Kautzky, 1921, S. 549. 邦訳改造社刊『マルクス・エンゲルス全集』第十一巻、五三三頁。)

〔注7〕 Kapital, Bd. III, S. 436. 長谷部訳五六二頁。

〔注8〕 K. Marx; Zur Kritik der politischen Ökonomie, 1859, S. 137. 邦訳岩波文庫版(大内・遠藤・加藤・武田共訳)一八七頁。

〔注9〕 Kapital, Bd. III, S. 523. 長谷部訳六九九頁。

〔注10〕 a. a. O., Bd. III, S. 436. 五六八頁。

〔注11〕 a. a. O., Bd. III, S. 436. 五六八—九頁。

〔一〕 商業信用を信用制度の基礎であるとしているさきの規定について、マルクスは断片的ながら商業信用についての考察を行なっている。その中で、例えば、「この信用（商業信用…：飯田）を銀行信用から引離して考察すれば、それが産業資本そのものの大きさにつれて増大することは明らかである。貸付資本と産業資本とはこの場合には同一物である。すなわち貸付けられる資本は、究極的に個人的消費にあてられるか、さもなくば生産資本の不变的要素の填補にあてられる商品資本である」〔注12〕と述べている点、また「再生産的循環内での多大の信用——銀行信用は別とする——が意味するものは、貸付に供された有利な投資口を求める多大の失業資本ではなく、むしろ、再生産過程での資本の大きな就業である」〔注13〕としている点などから判断すると、資本制的再生産過程内部における信用関係——G—W—G'の全過程、とくにG—W、W—Gの両過程を円滑に行なわせるための信用関係——としての商業信用が分析の対象とされているのである。

商業信用に関するかかる規定というものは、利子生み資本の分析

信用形態にかんする覚え書

のさうに達した結論、「Gの第一の位置変換は、けっして、商品の姿態変換の契機でもなければ、資本の再生産の契機でもない」という結論とはディメンジョンを異にした信用形態に関するものである。

飯田繁教授は、この点について「商業信用における貸付は、流通過程でげんじつに形態転換をとげつつある商品の、機能資本家による貸付であるから商品（一定価値額の）の、たんなる商品としての譲渡ではないところの、資本としての譲渡——商品が、一定期間のうちに、それじたい価値増殖を上げて還流することをめあてになされるところの、一定期間にわたる商品の譲渡——、すなわち、利子つき資本による貸付とはことなる」〔注14〕と述べられ、いわゆる利子生み資本運動に独自の信用の契機と商業信用とを明確に区別されるのである。教授のこの見解は、利子生み資本運動に独自の信用形態を商業信用とは異なる信用形態において理解されることになる。要するに、商業信用は、「ただ、貨幣の支払手段機能と直接むすびついてあらわれるのであって、けっして貨幣の資本化（貨幣の資本への転化）を、したがってまた、近代的利子つき資本の成立を必要条件とするのではない」〔注15〕すなわち、利子生み資本運動が要求するものは銀行信用であると言ふことになる。

三宅義夫教授においても、このような見解は共通であらう。教授によると、商業信用と銀行信用との根本的な区別は、「一方は〈商品品をもって、他方は〈貨幣〉貸付である、という点からくるもの

であつて、商業信用を理解するうえにこの点をはつきり把握することがまず第一に肝腎である^(注18)とされている。したがつてこの見解からするならば、銀行信用は「商業信用のさいのように商品の形態でその等価が貸付けられるのではなく、本来の貨幣の形態で貸付がなされる。かかる意味において、銀行信用は「本来の貨幣信用」たるものである^(注19)」ということになる。

商業信用と、信用制度の自然発生的基礎との関連についてみると、三宅教授は信用制度の自然発生的基礎としての債権債務関係を理論的には単純な商品流通における貨幣の支払手段機能の発展・展開として理解され、「資本制生産様式の発達とともにこの掛売りの関係は産業資本家たちのあいだで全面的に行なわれるようになり、再生産過程の諸々の段階がこの関係によって連鎖されるようになる。マルクスは商業信用を「再生産にたずさわっている資本家たちが相互に与えあう信用」と呼んでいるが、……この場合それはかかる段階で規定されているわけである^(注20)」とされ、商業信用の展開における、信用制度の自然発生的基礎の発展・展開という側面を強調され^(注21)、それゆえにこそ、信用制度が銀行信用を基体とするものである^(注22)というように考えられているのである。

かかる見解は、商業信用を単純商品流通の段階において成立する範疇であるとみなしているわけであり、資本制的生産様式にまで到る商品生産の発展過程において拡大され、一般化され、仕上げられるものとされているのである。したがつてここから次の問題、銀行

信用との関連をみると、それが資本制生産に固有な信用形態だとされる。ここでは新たに商業信用と銀行信用の関連という問題が提起される。

(注12) Kapital, Bd. III, S. 525. 長谷部訳六八二頁。

(注13) a. a. O., S. 526. 六八三頁。

(注14) 商業信用の場合に貸付けられるもの、貸付資本について、マルクスは次のように述べている。

「つまり、この場合に貸付資本として現象するものは、つねに資本——といっても、再生産過程の一定の段階にあるが、売買によつて一人の手から他人の手に移行し、しかもその等価はやつと後日の約定期限でなければ購買者に支払われない資本である。たとえば、棉花は手形とひきかえに紡績業者の手に移り、糸は手形とひきかえに織布業者の手に移り、布は手形とひきかえに商人の手に移り、商人の手から手形とひきかえに輸出業者の手に移り、輸出業者の手から手形とひきかえにインド商人の手に移り、このインド商人はこれを売つてその代りにインディオを買う、等々。(中略)再生産過程の種々なる段階が、この場合には信用によつて——紡績業者は棉花の支払をすることなく、織布業者は糸の支払をすることなく、商人は布の支払をすることなく——媒介されている。」(Kapital, Bd. III, S. 525—6. 長谷部訳六八二—三頁。)

(注15) 飯田繁「利子つき資本」三五—一頁。

(注16) 飯田繁「利子つき資本と信用理論」『大阪市大経済学年報8』(一九五八年)四五頁。

(注17) 「そこで、マルクスによつて第二十五章以降で展開されている銀行信用は、まさに第二十一章で骨格的にはほとんど十分な程度に究明されている近代的利子つき資本の抽象的・基本的な運動様式を具体的に実現するところの現象形態として、したがつてまた、第二十一章で事実上ほとんどあきらかにされている近代的信用関係の本質を実現する信用現象、信用形態としてとらえられるときに、はじめ第二十一章(および第二十四章までの諸章と)第二十五章(および後続諸章)との関係、利子つき資本と銀行信用(およびその制度としての信用制度)との関係、(利子つき資本は……信用制度の基礎)というマルクスの命題のいみもまたおそらくあやまりなく理解されることになるだろう。」(飯田氏、前掲論文、三三—四頁。)

(注18) 三宅義夫「商業信用と銀行信用」『講座信用理論体系』第一巻、一九五六年、一六四頁。

(注19) 三宅氏、前掲論文、一七八頁。

(注20) 三宅氏、前掲論文、一六七頁。

(注21) この点飯田繁教授においても同主旨のことをのべられている。第二十五章のマルクスの展開に関連して、「信用のことばの定義からはじめて、商業信用へ、それから銀行信用へとすすむ形式的な叙述方法によらないで、さいしょから信用の自然

信用形態にかんする覚え書

発生的基礎としての、現実的に存在する商業信用を理解するといった内容的な叙述方法を、マルクスはとっている」(飯田繁「利子つき資本の理論」(一九五四年)一六九頁)とされている。

(注22) ちなみに、三宅教授において「信用制度」は総じて銀行制度を意味している。例えば、「信用制度はなかならず銀行制度であることが注意されねばならない」(三宅氏「概説——信用理論の体系」『講座信用理論体系』第一巻、二六頁)等。

(注23) この見解は、麓健一教授(『信用創造理論の研究』、一九五三年)において最も明白に論じられたが、その後教授は『金融経済論』(一九五九年)でこの自説を撤回されている。

(三) これに対して、第二十五章冒頭で述べられているように資本制的生産様式における信用制度を形成する一要因として、商業信用を考え、それと信用制度の自然発生的基礎の展開とを区別する見解がある。この見解の代表的なものとして竹村脩一氏及び麓健一教授の見解をみる^(注24)。

竹村氏は、商業信用と信用制度の自然発生的基礎における掛売買の両者を範疇的にことなるものとして峻別する。そして新たに、原生的信用関係なる概念を設定される。その内容は商品流通に基づくところの、それに伴う掛売買を商品信用とよび、貨幣形態でのそれを貨幣信用とよび、両者を統一した概念として原生的信用関係とされているのである^(注25)。そして、「資本制生産の基礎上で現われる商品資

本の信用売買をこそ商業信用と概念すべきである^(注26)として、この原生的信用形態である商品信用が、一般化され、仕上げられたものが、マルクスのいう商業信用であるとして、両者の関係を把握される。

さらにこの商業信用を資本制範疇であるとする自説を強化されるように、「商業信用は資本制生産社会において、連続的生産を可能ならしめるため、必然的に形成される。それは資本の循環過程において必然的に発生する流通資本の機能資本家相互による負担という形で遂行される^(注27)」とのべている。

また、このような商業信用理解は次のような見解となって現われる。

「資本制信用を利子生み資本の運動と規定し、銀行信用がかかる利子生み資本の実現を媒介するものだと考へるならば、必然的に銀行信用の商業信用への侵入のみが強調され、商業信用が資本制信用の基礎たる所以のものがみ失なわれ、ひいては商業信用の独自の性格がゆがめられ歪曲される結果とはならないか^(注28)」

かかる見解は商業信用が総じて資本制的再生産過程の流動性を強化する方向に志向し、そのために資本の作用度、ないし生産力の増進、あるいは Hilferding の表現に従えば資本力を高めるということに貢献するからである、という考えを中心としている。

竹村氏は要するに資本制的信用の基礎としての商業信用という点を強調されているのであるが、それはマルクスが与えた商業信用の

用は商品流通の発展を最高度になしとげるところの資本制生産様式の発展につれて、拡大され、一般化され、仕上げられ、全社会的なものとして確立される。そこでは信用取引の当事者はもはや単純商品生産者ではなく、産業資本家や商業資本家などの機能資本家である。また、取引の対象も単純商品にとどまらず、産業資本や商業資本の循環の一節をなす商品資本^(注29)である。
原生的信用形態、ないしは掛売信用は「単純な商品流通のなかで、必然的に、しかも自然発生的に、発生し発展する^(注30)」のであるが、それが資本制的生産においては商業信用という形態をとって現われる。すなわち、原生的信用形態と商業信用とは一方で区別されるものでありながら、他方では一つの発展過程のうちに実存するものでもある。そのことが原生的信用形態のもつ論理的・歴史的性格を物語るのではなからうか^(注31)。

(注24) この見解に立っている論者には、渡辺佐平教授『金融論』

一九五四年)、高木暢哉教授(「利子つき資本の史的発展」『講座信用理論体系』第二巻、一九五六年、所収)などがある。

(注25) 竹村脩一「信用制度の基礎について」『大分大経済論集』

第七巻第四号、二二―三頁。

(注26) 竹村氏、前掲論文、二四頁。

(注27) 竹村氏、前掲論文、二四頁。

(注28) 竹村脩一「信用形態の概念をめぐって」『大分大経済論集』第五巻第一号、二三頁。

信用形態にかんする覚え書

諸規定を全面的に受け入れた結果である。氏が銀行信用の存在理由を商業信用の限界を自己から認めながら、それを強化し、補足するものであるというように述べられているのは、同じ信用関係でありながら、範疇としては、商業信用の方がより本質的であるという点にあるのであろう。銀行信用は、それが十分に展開されるには、利子生み資本範疇の成立ということが契機となる必要があるが、商業信用は貸付資本でも、より機能資本と不可分の関係にあり、また、貸付形態自体が自立化していないという点により、本質的規定としての意義をみいだしているのではないか^(注29)。

麓教授は商業信用について次のようにのべている。

「商業信用は、いうまでもなく、資本主義的信用の一つの主要な形態である。したがってそれは、資本制的生産様式に固有な信用形態である。だが、この商業信用の本源的基礎をなす掛売信用は、すでに単純流通の段階において完全に発達した。その意味において、掛売信用から商業信用への発展は、信用の系統的発展の一つの型である。だから、掛売信用という先行信用の本質的な諸特質は、商業信用という後続の展開された信用のうち内に保存される。だがそれと同時に、後続する展開された信用たる商業信用は、掛売信用にない新たな規定を受け、この点で掛売信用と質的に区別づけられる一つの特殊性をもつようになる^(注30)」。

掛売信用と商業信用とはその発展過程からして明確に区別されなくてはならないもので、信用制度の自然発生的基礎としての掛売信

(注29) 竹村脩一「信用制度の基礎について」二七―八頁。

(注30) 麓健一『金融経済論』一九五六年、一二七頁。

(注31) 麓氏、前掲書、一三九頁。

(注32) 麓氏、前掲書、一三一頁。

(注33) 原生的信用形態における論理的・歴史的性格は、商品と貨幣の実存ということが前提条件となっている。この点は、マルクスが貨幣の支払手段機能についてなした規定の中で、貨幣としての貨幣という新たな規定性をうけとるような貨幣(Dasein)の実存が理論的に重要であるような論理段階で考えることである。この点は原生的信用形態が商品流通と直接的に結びつけられるのでなく、商品流通の展開過程(あるいは価値形態の展開)を前提としていることを示唆する。

三

以上みた如き二つの相異なる見解は、商業信用と銀行信用との関連性という点と深く結びついている。マルクス自身が第二十五章において「信用業の他の側面は貨幣取扱業の発展と結びつく」として銀行業の生成についてふれているように、商品と貨幣との実在を条件として成立する原生的信用形態の一方の契機を構成する、貨幣形態をもつて信用II貨幣信用と、銀行信用とが決して無関係ではないことを示唆する。逆に言えば、信用制度を構成する信用関係の基本形態を銀行信用にのみ帰することのできない根拠でもありう

る。したがってここで新たな問題、銀行信用の成立が問われなくてはならないだろう。

マルクスは、貨幣(Geld)の形態規定性としての、支払手段機能なる特殊な役割を見出すことができたのであるが、そのことは支払手段としての貨幣の機能は、単に商品流通におけるW—G、G—Wの二契機の時間的分離のみを内容とするのではなくして、そのために生じてくるGの絶対的貨幣商品としての新たな規定性という事柄をも考慮しなければならないことである。^(注35) 支払手段機能がその規定性を十二分に發揮するための債権・債務関係の動態をそれ自体がGに新たな規定性を与えることになる。このことが単純商品流通という論理段階で起りうるということは、それが資本の論理に転化した場合にはGに資本としての規定性を与えうるということになる。したがってそこで生じる信用関係⇨掛売買も、資本の形態における信用関係という新たな姿態を受取らねばならない。——かかる論理が信用制度の自然発生的基礎の拡大・一般化・完成の過程にはかならない。したがって、商業信用は理論的には商品流通そのものに立脚しているが、それは資本の論理のもとではことなつた規定を資本それ自体の運動の中で受取らねばならない。^(注36)

利子生み資本範疇についてみるならば、そこでの貸付形態が資本制的信用形態——別の表現では銀行信用——であるということ、また、それによって範疇としての完全な姿態を成立せしめるということとは、貨幣そのものの規定性の展開を必然的要因としていた。^(注37) この

ことは、一方では信用制度の自然発生的基礎としての単純商品流通での債権・債務関係という視点からするならば貨幣の規定性の特殊な姿態の展開でもあり、資本制的信用形態の成立には、それ自体として商品流通そのものに立脚している商業信用の新たな発展を伴うものである。マルクスが、商業信用は信用制度の基礎であると規定したのは、その内的論理を辿れば以上のようなことではなからうか。

(注34) Kapital, Bd. III, S. 439. 長谷部訳五七一頁。

(注35) 恐慌のような場合にこのことが明白となる。

「しかし、いまや、突然の信用攪乱によって支払の均衡が崩れる、すなわち支払の機構が崩れるならば、突然貨幣は現実的一般的支払手段として要求され、その結果、富はそのあたり一面に二重に存在する。一方では商品として、他方では貨幣として。したがってそれ自身かかる二重の実存様式をみいだす。」

(K. Marx; Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie, S. 376.)

(注36) 花井益一教授は、商業信用における貨幣の支払手段機能との結びつきを強調され、商業信用のブルジョア的姿態の根源をとわれて、商業信用を直接的に資本制信用形態であるとすることはできないとされ、きよくたんに「支払手段機能を取扱うことは同時に商業信用を問題にすることであり、支払手段の発展は商業信用の発展と表裏をなしている」(花井氏、「最近の信用理論にたいする若干の主張」『経済評論』第六巻第十号、

八六頁)と。しかし、かくも直接的に支払手段に信用関係を結びつけることはいささか論理の飛躍を含まないだろうか。その間には支払手段としての貨幣(G)の規定性の新たな発展がある。貨幣の規定性の展開が、単純な掛売買から貨幣信用⇨手形流通のコースの論理的な基盤となっている。

(注37) マルクスは銀行業の発展を貨幣取扱業に求めているが、貨幣取扱業を成立させる理論的基盤は、やはり、このGそのも

の展開ではないかと考えられる。したがって歴史的にも銀行業は前期的金融業として存在しえた。

近代的銀行信用が成立するのは商業信用の発展にともなう貸付形態の自立化の結果であり、これには歴史的にみて強力な過程・産業資本のもとへの前期的資本の従属の過程が必要であった。

—一九六一・三・二三—